

# A E D 収納ボックス開錠番号通知システム 契約約款

株式会社アイテックス

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 約款の適用

本約款は、株式会社アイテックス(以下当社)が「A E D 収納ボックス開錠番号通知システム」(以下通知システム)をご利用頂くための提供条件を定めたものです。

### 第 2 条 約款の変更

当社は、契約者の承認を得ることなく本約款を変更することがあります。  
本約款の変更は、契約者への通知後に適用されます。

### 第 3 条 協議

本約款に記載されていない実施上必要な詳細については、契約者と当社との協議の上定めるものとします。

## 第 2 章 契約

### 第 4 条 契約の申込

通知システムの利用申込を行う場合は、当社所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に提出して頂きます。

### 第 5 条 契約の成立

契約の申込に対して、当社が承諾した場合は「A E D 収納ボックス開錠番号通知システム申込確認書」(以下確認書)を発行します。契約者が確認書に記載されている内容を確認し、初回金額の支払を済ませた段階で契約の成立とします。

### 第 6 条 契約変更の申込

通知システムの利用契約の内容について契約変更の申込を行う場合は、当社所定の申込書に必要事項を記入の上、変更予定日の 10 日前までに当社に提出して頂きます。

### 第 7 条 契約変更の承諾

当社は、契約変更の申込に対して、当社の業務の遂行上または技術上著しく困難な場合を除き、承諾するものとします。承諾した場合は確認書を発行します。

### 第 8 条 契約期間

通知システムの契約期間は原則として契約成立日から 1 年間とします。  
契約満了 10 日前までに契約者より書面にて契約終了の申し入れがない場合、契約は自動更新されるものとし、それ以降も同様とします。

### 第 9 条 契約者による契約の解除

契約者は、通知システム契約期間の中途であっても、契約解除希望日の 10 日前までに書面にて通知することにより、本契約を解除することが出来ます。ただし、利用料金の返金はいたしません。

### 第 10 条 契約内容の変更

契約者は、契約者、連絡先、A E D 収納ボックスの設置場所などに変更があったときは速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

### 第3章 通信システム利用の制限・停止

#### 第11条 禁止事項

契約者は、当社が提供する通知システムの利用に際して、以下の各号に掲げる行為を行わないものとします。

1. 本通知システム提供設備に過大な負荷を与える等の不正アクセス行為
2. 本契約の一部または全部を第三者に貸与、譲渡、担保設定させる行為
3. 本通知システムを悪用する行為または当社が許諾した以外の目的で使用する行為
4. 当社の著作権、商標等の知的財産権を侵害または侵害するおそれのある行為
5. 当社または第三者の信用名誉を毀損する行為またはプライバシーを侵害する行為
6. 当社または第三者の業務遂行に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれのある行為

#### 第12条 通知システムの停止

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、理由、停止日、停止期間を通知し、通知システムを停止することがあります。

1. 第11条に該当する行為を行なった場合
2. 本約款の規定に違反した場合
3. 申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
4. その他法令に違反した場合または公序良俗に反する場合

停止期間中はボックス番号が認識されず、開錠番号が通知されません。

契約者は、停止期間中も通知システム利用料金を支払うものとします。また、停止により契約者および第三者に生じた損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第13条 通知システムの中断

当社は、次のいずれかに該当する場合は契約者に事前に通知せずに通知システムを中断することがあります。

1. 電気通信設備の保守・工事上やむを得ない場合
2. 電気通信機器に障害が発生した場合
3. 天災、災害、事変等その他やむを得ない場合

当社は、契約者に対し中断された間の利用料金の返金を行わないものとします。また、中断により契約者および第三者に生じた損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第14条 契約の解除

第12条の規定により通知システム停止期間を経過し、なお契約者が第12条の各項のいずれかに該当する場合、また、通知システムの利用料金等が支払期日までに支払われず、一定期間を経過してもお支払いの無い場合、当社は本契約を解除することがあります。

#### 第15条 通知システムの廃止

当社は、都合により契約者に1ヶ月前までに書面にて通知し通知システムを廃止する場合があります。

### 第4章 料金等

#### 第16条 料金の適用

通知システムの利用料金は、契約時に当社が発行する確認書に記載した料金となります。

## 第 17 条 料金の支払

契約者は、利用料金を当社の指定する方法によって指定する期日までに支払うものとします。なお、振込手数料等の費用は契約者負担とします。

## 第 18 条 通知および承諾の方法

1. 当社から契約者への通知システム利用に関する通知は、確認書に記載された連絡先に対する電子メール、FAXまたは郵便により行なうものとします。
2. 契約者から当社への通知システム利用に関する通知は、書面にて電子メール、FAXまたは郵便により行なうものとします。当社は、契約者からの通知内容を反映した書面を通知したことにより承諾したものとします。

## 第 5 章 損害賠償

### 第 19 条 契約者の責任

契約者は、自己の責任と費用をもって A E D 収納ボックスおよび通知システム利用のための環境を設定し、維持するものとします。

利用環境に不具合があり、通知システムが利用できないために、契約者または第三者に発生した損害などに対し、当社は何らの責任も負いません。

### 第 20 条 免責事項

当社は、契約者または第三者が通知システム利用に関し、損害を被った場合でも、何らの責任を負いません。また、当社が提供すべき通知システムが当社の責に帰すべき理由により利用できないために、契約者または第三者に損害が発生した場合でも、当社は責任を負わないものとします。

## 第 6 章 個人情報の保護

### 第 21 条 個人情報収集の目的

当社は、お客様のご要望に合致した情報・サービスを提供し、お客様へのサービス向上を図ることを目的として個人情報を収集しています。

### 第 22 条 個人情報の利用

当社は、お客様の個人情報を下記の範囲で利用します。

1. 本通知システムを提供する上で欠かせない確認やご案内
2. 情報、サービスのご案内
3. その他取引遂行にあたって必要な場合

### 第 23 条 個人情報の開示

当社は、あらかじめ本人の許諾なく第三者に個人情報を開示いたしません。ただし、以下の事例に該当する場合はその限りではありません。

1. お客様への情報、サービスを提供する上で当社の関係会社や業務委託先に必要な限度において開示する場合
2. 法律の定めにより、国、地方自治体、裁判所、警察その他法律や条令などで認められた権限を持つ機関より要請があった場合
3. お客様や第三者の生命、身体、財産を損なうおそれがあり、本人の同意を得ることが出来ない場合

4. 当社のご利用規約、注意事項に反する行動から、当社の権利、財産またはサービスを保護する必要があり、本人の同意を得ることが出来ない場合

#### 第 24 条 個人情報の管理

当社は、通知システムの利用により収集された個人情報につきまして、厳重に管理し、漏えい、改ざん等の防止に適切な対策を講じます。

#### 第 25 条 情報の消去

当社は、収集された個人情報のうち、契約者への提供を目的とした通信記録情報は、一定の件数または期間を越えた場合に消去するものとします。また、通知システム故障等により消去する場合があります。

消去により、契約者または第三者に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 26 条 個人情報の提供

通知システム上、当社より契約者へ提供した通信記録情報については、契約者の責任により管理するものとし、契約者の管理により生じた、いかなる損害についても当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第 7 章 雑則

#### 第 27 条 契約者の善意の義務

契約者は、通知システムの利用中に何らかの異常を発見した場合には、直ちにその旨を当社に善意の通知をするものとします。

#### 第 28 条 本約款は、平成 21 年 10 月 1 日から実施します。